佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱

目次

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 貸付けの種類(第6条)

第3章 貸付申込み等(第7条~第11条)

第4章 雑則(第12条~第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、技術力の向上、新分野の事業への進出、大型店舗の進出、撤退等に対応した経営基盤の強化等の経営革新及び関連企業の倒産又は災害を受けた場合の経営の安定化並びに新たな起業家の育成等の促進を図るための必要な資金(以下「特別対策資金」という。)の融資を促進することにより、県内における活力ある中小企業者の育成及び中小企業者のための特定施策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(次号の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)
  - (2) 資本の額又は出資の総額が次の表に掲げる業種毎に同表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数が同表に掲げる業種毎に同表に掲げる数以下の会社及び個人であって、同表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

		業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
	1	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
ĺ	2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
ſ	3	旅館業	5千万円	200人

- (3) 特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であって、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下のもの
- (4) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第11号までに規定するもののうち、次に掲げるもので特定事業を行うもの(以下「組合」という。)
  - イ 事業協同組合
  - 口 企業組合
  - ハ 協業組合
  - 二 商工組合
  - ホ 商店街振興組合
  - へ 生活衛生同業組合
  - ト 酒造組合
  - チ 酒販組合
  - リ 内航海運組合

(貸付けの対象者)

- 第3条 特別対策資金の貸付けの対象者は、中小企業信用保険法に基づく保険対象業種に属する事業(以下「保険対象事業」という。)を行う中小企業者のうち、県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人である中小企業者で、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの(行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ている者に限る。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表のさが創生貸付の創業・新事業展開等資金のうち、独立・創業に係る貸付けについては、県内において保険対象事業を行う中小企業者になろうとする者についても、貸付けの対象とする。

(融資機関)

第4条 特別対策資金は、同資金の融資に関し知事と契約を締結した金融機関(以下「融資機関」という。)が取り扱うものとする。

(融資機関に対する預託)

第5条 知事は、特別対策資金の融資を促進するため、融資機関に対し、必要に応じ予算の範囲内において、特別対策資金の一部を預託する。

第2章 貸付けの種類

(貸付けの種類)

- 第6条 特別対策資金の貸付けの種類は、次のとおりとし、貸付対象及び貸付条件は、別表のとおりとする。
  - (1) さが創生貸付
    - イ 創業資金
    - 口 新事業展開等資金
    - ハ 事業承継資金
    - 二 設備投資支援資金
  - (2) 経営強化貸付
  - イ 経営環境変化対応資金
  - 口 人材確保応援資金
  - (3) 経営安定化貸付
  - イ 経営改善資金
  - ロ セーフティネット資金
  - ハ 事業再生資金 (別に要綱で定める)
  - 二 条件変更改善型借換資金
  - ホ 災害復旧資金

第3章 貸付申込み等

(貸付けの申込み)

第7条 特別対策資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書その他知事が別に定める書類(以下「借入申込書等」という。)を融資機関に提出するものとする。

(融資機関の審査等)

第8条 融資機関は、前条の借入申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、当該借入申込書等を添えて佐賀県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に保証の依頼を行うものとする。

(保証の決定)

第9条 保証協会は、前条の保証の依頼を受けたときは、借入申込書等の内容を審査し、適当と認めるものについては、 保証の決定を行い、その旨を融資機関に通知するものとする。

(融資機関の貸付けの決定等)

- 第10条 融資機関は、前条の規定による通知を受けたもので適当と認めるものについては、特別対策資金の貸付けの決定を行うものとする。
- 2 融資機関は、前項の特別対策資金の貸付けの決定を行ったときは、速やかに、特別対策資金の貸付けを受けようとする者に対し、当該特別対策資金の貸付けを行うものとする。

第4章 雑則

(流用の禁止)

第11条 特別対策資金の貸付けを受けた者は、特別対策資金を当該貸付けの目的以外に使用してはならない。

(繰上償還)

第12条 融資機関は、特別対策資金の貸付けを受けた者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該特別対策資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(報告及び調査)

- 第13条 保証協会は、特別対策資金の運用状況を知事に報告するものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは特別対策資金の貸付けを受けた者、融資機関及び保証協会に対して特別対策資金の使途、経営内容等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(損失補償)

- 第14条 知事は、予算の範囲内において、保証協会がこの要綱の規定による特別対策資金の貸付けによる債務を保証することによって受けた損失の一部を補償する。
- 2 前項の規定による損失補償に係る損失補償金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)及 び知事が別に定める損失補償金の交付に関する規程に定めるところによる。

(運転・設備資金の取扱い)

第15条 特別対策資金において、設備資金相当額が全体の過半を占める運転・設備資金の貸付けについて、別に要綱で定める信用保証料補給費補助金の適用にあっては、設備資金とみなして取り扱うことができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別対策資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(貸付限度額の特例)

2 次項の規定による廃止前の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成元年佐賀県告示第257号。以下「旧要綱」という。)の規定による特別対策資金(以下「旧特別対策資金」という。)の貸付けを受けた者で当該貸付けに係る貸付金の償還を終わらないものに対する特別対策資金の貸付けに係る貸付限度額は、別表の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。

(佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の廃止)

- 3 佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成元年佐賀県告示第257号)は廃止する。
  - (佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の廃止に伴う経過措置)
- 4 この告示の施行の目前に旧要綱第17条の規定により借入申込書等が提出された旧特別対策資金については、なお従前の例による。

(緊急対策融資)

5 この告示の公布の日から平成23年3月31日までの間は、別表の経営安定化貸付の項中

経営改善 次に掲げる中小企業 5,000万円 運転資金 者で、商工会議所等の指導と認められた長期の運転資金 1 不経済の変化により資金 1 不経済の変化により資金と生じの減少その他のが変を生じてより資金と対してより資金となって、企業者 2 売上げの減少その他成がって、企業者 2 売上によく不少の構成って、企業信ののとなって、企業信のの認定を受けた中小企業有のの認定を受けた中小企業で、経営ののの借級で、経営ののの情報を必要とよっる長期のの借入で、経営ののでは、とする長債ののでは、とする長債ののでは、とする長債ののでは、とする長債ののでは、とする長債ののでは、とする長債ののでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、とする長債のでは、といるとは、といるは、といる			
指導に基づき、適当と 認められた長期の運転 資金 1 不時の災難又は急 激な経済境の変化に より資金繰りにる中小 企業者 2 売上げの減少その 他の理事により資衡と なって中小企業者 円滑化借 中小企業信用の規定に 基づく中小企業信の認定を 受けた中小企業で、 経営の安にもの変とさきたして多りので必要 とする長期のの借換資金 (既存債務金(中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸	経営改善	次に掲げる中小企業 5,0007	7円 運転資金
認められた長期の運転 資金 1 不時の災難又は急 激な経済環境の変化に より資金繰りに著しい 困難を生じている中小 企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なって小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 第2条第4項の認定を 受けた中小企業者をき で、経営の安にもの変と とする長期のではあって、 経営のでいるもの運転資金 (既存を責務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸	資金	者で、商工会議所等の	10年以内
資金 1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となって小金業者中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく中小企業で、経営の安定に支軽で、経営ののでは支管をきたしてる長期のの借換金(既存債務の借換資金(中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸		指導に基づき、適当と	
1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となって小企業者 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく中小企業での安定に支軽で、経営のないるものが必要とする長期のの借換資金(既存債務の借換資金(中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸		認められた長期の運転	
激な経済環境の変化により資金繰りに著しい 困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者 中小企業信用保険法 第2条第4項の規定に基づく市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期のの借換資金(既存債務の借換資金(中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸		資金	
より資金繰りに著しい 困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期のの借換資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		1 不時の災難又は急	
困難を生じている中小 企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たして多ものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		激な経済環境の変化に	
企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしてるものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		より資金繰りに著しい	
2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		困難を生じている中小	
他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		企業者	
構成が著しく不均衡となっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金(既存債務の借換資金(中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸		2 売上げの減少その	
なっている中小企業者 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		他の理由により資本の	
円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		構成が著しく不均衡と	
換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		なっている中小企業者	
基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸	円滑化借	中小企業信用保険法	
受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸	換資金	第2条第4項の規定に	
経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		基づく市町長の認定を	
たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		受けた中小企業者で、	
とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		経営の安定に支障をき	
(既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		たしているものが必要	
(中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸		とする長期の運転資金	
特別保証制度に係る貸		(既存債務の借換資金	
		(中小企業金融安定化	
付けを除く。)を含む。)		特別保証制度に係る貸	
		付けを除く。)を含む。)	

て、月賦償 還とする。 2 2年以内の 据置期間を	て、月賦償 還とする。 2 2年以内の 据置期間を 置くことが できる。
------------------------------------	---

とあるのは

経営改善 次に掲げる中小企業 5,000万円 運転資金 者で、商工会議所等の (経営改 10年以内 資金 |指導に基づき、適当と|善資金(緊 認められた長期の運転 急対策融 資金 資)のみの 1 不時の災難又は急場合は、 激な経済環境の変化に8,000 万 より資金繰りに著しい円) 困難を生じている中小 企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者 中小企業信用保険法 経営改善 資金 (緊)第2条第4項第5号に 急対策融該当することについて 資) 市町長の認定を受けた 中小企業者が必要とす る長期の運転資金 円滑化借 中小企業信用保険法 換資金 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸 付けを除く。)を含む。)

1 原則として、月賦償還とする。
2 2年以内の据置に対する。
2 1年のの。据置に対する。
できる。

年の、60パーセント以内

年の、71パーセント以内

とする。

附 則(平成9年告示第191号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第664号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、この告示の施行の日から平成10年3月31日までの間に該当認定申請書を提出した者に適用する。

附 則(平成10年告示第192号)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成10年9月30日までの間に 該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成10年告示第342号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年告示第542号)

- 1 この告示は、公布の目から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成11年3月31日までの間に 該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成11年告示第211号)

- 1 この告示は、公布の目から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成12年3月31日までの間

に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成11年告示第630号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年告示第224号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成13年3月31日までの間に 該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成13年告示第184号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成13年9月30日までの間に 該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成13年告示第440号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成14年3月31日までの間に 該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則(平成14年告示第140号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第144号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第267号)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)第7条の規定により 該当認定申請書等が提出された特別対策資金又は旧要綱第8条の規定により借入申込書等が提出された同資金については、 なお従前の例による。

附 則(平成17年告示第186号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第392号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年告示第246号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第359号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第278号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第222号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第428号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第183号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年告示第151号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第453号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第112号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第181号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第130号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月15日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月30日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和元年8月28日から令和元年12月27日までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和元年12月16日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和元年8月28日から令和2年3月31日までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この要綱は、令和2年3月9日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和2年3月9日から当面の間、経営改善資金(新型コロナウイルス感染症資金繰り対策)の貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。なお、改正後の要綱のうち、経営改善資金(新型コロナウイルス感染症資金繰り対策)の改正については、令和2年3月9日から当面の間、貸付けの申込みの受付を行った者に適用することとし、その他の改正については、令和2年4月1日から適用とする。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和2年8月13日から令和2年12月28日 までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

## 附則

- 1 この要綱は、令和3年8月23日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

# 附則

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行し、令和3年度に災害復旧資金の貸付けの申込みを行い、当該資金の融資を受けた者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

### 附目

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

## 附則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

# 附則

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

## 附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

別表(第	育6条関	係)				ı		III See leb A
資金		貸付対象	貸付限度額	貸付期間	率	保証協会の 保証料率※	償還方法	保証協会の 保証及び物 的担保・保 証人
き貸付		◆独立・創業 次の各号のいずれかに該当するもの が必要とする事業資金  1 事業を営んでいない個人で、2か 月以内に会社を設立し、3 月以内にる社を設立がある。 2 中小企業者にあたる会社で設立がある。 4 中小企業者にあたる会社を設画がある。 5 事業を営んでいない個人が設立る。 6 事業を営んでいない個人が設立る。 7 事業を営んでいない個人が開始に承継さるの。 8 事業を営んでいない個人が開始に表土満である。 9 自らの会社で事業を継続しつから5 年末満であるもの。 1 事業を営んでいない個人が開始に表土満である。 9 事業を営んでいない個人で、間かにまさせ、個人のに設立した会社である。 9 事業を営んでいない個人で、1か 月以内に事業を開始する具体的な計画がある。 1 事業を営んでいない個人で、1か 月以内に事業を開始する具体的な計画がある。 9 事業を営んでいない個人で、1か 月以内に事業を開始する具体的な計画がある。 1 事業を営んでいない個人で、1か 月以内に事業を開始する具体的な計画がある。 9 事業を営んでいない個人で、1か 月以内に事業を開始したり後5年を経過して、1か 1 ないもの (スタートアップ創出促進保証において、6,7は対象外)		10年以内	年1.30% 以内	設年の100%年の10	て、月まででは、 で、 で、 で、 で、 と だ に り が、 ア 促 に り が 、 ア に り に り れ に り に り れ に り れ い 、 ア に り れ り れ り に り れ り れ り れ り れ り れ り れ り	原て会き証必じ保保求が則、のと協要、又証すでと保保し会に物は人るきと保保しるころきにの連をこる
	新展資	掲げる中小企業者が必要とする事業資金(既存債務の借換資金を含む) 1 中小企業の新たな事業活動の促進	場方た等は転場方件の (金まののの) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の)	10年以内の (取内をとして) (取動をとして) (取りをして) (取りでは) (ではり、15年 (ではり、15年 (ではりのででは) (では、15年 (では、15年) (では、15年		設備の 60% 年 0.00% 年 0.00% 場 60% 以 60%	て、月賦償 還とする。 2 2年以内 (運転で にあって は、1年以	て会き証必じ保保求、のと協要、又証す保保し会に物連をこれがは人ることがは人る。 担帯徴と

積極的に事業転換を行おうとする次	5,000万円 (運 ある) 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型		設備資金分分 行運転0.00% 信仰.00% 信仰.00% 信仰.00% 金金 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个 一个		
次の各号のいずれかに該当する中小 企業者が必要とする事業資金 1 事業承継に取り組む者	5,000万円	設備以動をといい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 のは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででででできます。 のでででできます。 のででできまする。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のでででできます。 のででででできます。 のでででできます。 のででできます。 のでででできます。 のででででできます。 のでででででできます。 のでででででできます。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	設備資金分 1年0.00% 運転資金分 年0.00%	て、月賦償 還とする。	

		2 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の各号すべてに該当する者(1)資産超過であること(2)EBITDA有利子負債停率が10倍以内であること(3)法人・個人の分離がなされていること(4)返済緩和している借入金がないこと(5)経済産業省の委託又はその委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること		10年以内			原て会き証必じ保るきし証要則、のと協要、をこる、人。と保保し会に物徴と。連はと証証、は応的求がた帯不協付保、担すでだ保
	設資資	次の各号のいずれかに該当する中小 企業者が必要とする事業資金  1 事業の効率化・省コスト化・生産性 向上などのため、老朽化した機械の 買替えや、既存設備を更新 するた めの資金であること  2 工場・店舗・事務所等の新増設や機 械設備・事業用車両・店舗設備等の 導入を行うための資金であること	(設備資金のみ)	設備年 (取内もて以内 (取内もて以内)	設備投資年 ] 0.00%	て、月賦償 還とする。 2 2年以内 の据置期間 を置くこと ができる。	て、保証協 会の保証付 きとし、保 証協会は、 必要に応
経営付	境変化 資 金	大型店舗又は大企業の進出又は撤退により事業活動に影響を受ける(影響を受けることが見込まれる場合を含む。)中小企業者が一定期間内に必要とする事業資金  【地場産業等対策】 県内の地域産業の振興に寄与する事業資金  【地場産業等対策】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	場合は、2,000 万円) 1億円(運転資 金のみの場合 は、2,000万	10年以内	年1.35%以 1内设備投資分年0.00%	て、月賦償 還とする。 2 2年以内 (運転資金	原て会き証必じ保保求が則、のと協要、又証すでと保保し会に物は人るきと保保し会に物は人るきとのはがは、は応的連をこる協付保、担帯徴と。

現内における雇用の増大を作う工 は完整度の移転及び拡張を行うため に必要とする事業資金  低間乗車域工業間発配速法(収布 36年注電報216号)に規定する低間 交渉速工業間発地に、選性を域への 産業の展入の促進等に関する法律 (傾距和時式神智12号) 部系に建 定する市市が領定はかて定め別計置法 ((平成2年法律報31号) 記録定立て、後別計 を表達的に対して、現立では、現立では、現立では、現立では、現立では、現立では、現立では、現立では					
36年法律第216号)に規定する低間 発地版工業期発地区、競技地域への 産業の導入の促進等に関する选律 (紹和16年末年第112号)第5条に規 定する集計画において定めの指 造法 (平放12年法律第112号)に規定する  過速地域の又は伊万里間地に企業立 地を行うために必要とする設備資金  佐賀空港を資金  権設等の整備を行うために必要と する設備資金  後出産業品質管理高度化促進 (旧ACCP)のため必要となる資金  (開ACCP)のため必要となる資金  (開ACCP)のため必要となる資金  (関	1	場等施設の移転及び拡張を行うため			
とする事業資金 施設等の整備を行うために必要と する設備資金 観光客やM1CEの誘致を行うた めに必要とする資金 消費促進支援を行うために必要と する資金 食品産業品質管理高度化促進 (IMACCP) のため必要となる資金 貿易振興・国際化対策】 貿易振興・国際化対策】 貿易振興・工国際化の振興に寄与する 貿易関連事業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は 14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開 発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展別の事業化可能性調査を行う中小企業者 運境・省エネルギー対策に取り起む次に指げる中小企者 が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 企業を受いる中小企業者 ないの負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	2	36年法律第216号)に規定する低開発地域工業開発地区、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条に規定する市町が策定した産業の導入に関する実施計画において定められた地区、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域内又は伊万里団地に企業立			
する設備資金 観光客やM1CEの誘致を行うために必要とする資金 消費促進支援を行うために必要とする資金 食品産業品質管理高度化促進 (IACCP) のため必要となる資金 貿易振興、国際化対策1 関易展更又は国際化を行う次に掲げ 中小企業者が必要とする事業資金 切り返す業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は 14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開 発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展別の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企 業者 電工ネルギー対策1 環境全・廃棄物抑制又は省エネル 一対策に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の 設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 企業のの設置では改善を行う中小企業者 企業のの設置では改善を行う中小企業者 企業のの設置では改善を行う中小企業者	3				
めに必要とする資金 消費促進支援を行うために必要とする資金 食品産業品質管理高度化促進 (旧ACCP) のため必要となる資金 貿易援興・国際化対策】 貿易振興、国際化対策】 貿易振興、区は国際化を行う次に掲げ 中小企業者が必要とする事業資金 別別連事業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は14000シリーズの認証を受けようとする中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外風間の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展別の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企 者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 乗強への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	4				
する資金 食品産業品質管理高度化促進 (HACCP) のため必要となる資金  [国易振興・国際化対策] 「会別振興・国際化を行う次に掲げ中小企業者が必要とする事業資金  「会別関連事業を営む中小企業者  「国際標準化機構9000シリーズ又は14000シリーズの認証を受けようとする中小企業者  「海外風間の事業化可能性調査を行う中小企業者  海外風間の事業化可能性調査を行う中小企業者  海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者  海外展所の事業化可能性調査を行う中小企業者  海外展示会への出展を行う中小企 者が必要とする事業資金  公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者  平生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者  正業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者  産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者  産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者  産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者  「会選を、の負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	5				
(HACCP) のため必要となる資金 貿易振興・国際化対策】 貿易振興又は国際化を行う次に掲げ 中小企業者が必要とする事業資金 貿易又は国際化の振興に寄与する 貿易別連事業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は 14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企業者 環境・省エネルギー対策】 環保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理をとして行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	6				
貿易振興又は国際化を行う次に掲げ 中小企業者が必要とする事業資金 貿易又は国際化の振興に寄与する 貿易又は国際化の振興に寄与する 貿易関連事業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は 14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企業者 海外展示会やの出展を行う中小企業者 海外度に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金 公書防止施設又は環境保全施設の 設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を音ら行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	7				
貿易関連事業を営む中小企業者 国際標準化機構9000シリーズ又は 14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企 業者 環境・省エネルギー対策】 境保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企者者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	Í	貿易振興又は国際化を行う次に掲げ	転資金のみの 場合は、2,000		
14000シリーズの認証を受けようと する中小企業者 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企 業者 環境・省エネルギー対策】 境保全・廃棄物抑制又は省エネル 一対策に取り組む次に掲げる中小企 者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の 設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	1				
発を行う中小企業者 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企業者 環境・省エネルギー対策】 境保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	2	14000シリーズの認証を受けようと			
う中小企業者 海外展示会への出展を行う中小企業者 環境・省エネルギー対策】 境保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	3				
業者 環境・省エネルギー対策】 境保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企 者が必要とする事業資金 公害防止施設又は環境保全施設の 設置又は改善を行う中小企業者 再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小 企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	4				
境保全・廃棄物抑制又は省エネルー対策に取り組む次に掲げる中小企者が必要とする事業資金  公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者  再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者  産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者  環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企	5				
設置又は改善を行う中小企業者  再生資源の有効利用のための施設 の設置又は改善を行う中小企業者  産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	環境ギー	意保全・廃棄物抑制又は省エネル -対策に取り組む次に掲げる中小企			
の設置又は改善を行う中小企業者 産業廃棄物の処理を自ら行う中小 企業者又は産業廃棄物処理を業とし て行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	1				
企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 環境への負荷の低減や脱炭素対 策、その他環境の保全を図る中小企	2				
策、その他環境の保全を図る中小企	3	企業者又は産業廃棄物処理を業とし			
	4	策、その他環境の保全を図る中小企			

人保資材応金	策、キャッシュレス対策】	8,000万円 (運 転資金のみの 場合は、2,000 万円)		2	設備資金分 年0.00% 年転資金分 年0.30%以	て、月賦償 還とする。 2 2年以内 (運転資金 にあって	て会き証必じ保保求、のと協要、又証す保保し会に物は人の連をはあまる。とはない連をといるは、はいの連をといる。というとは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのとは、はいいのとは、はいいのとは、
	4 従業員が育児休業を取得しやすく するための雇用環境整備や、業務体 制整備を行おうとする者						
	次に掲げる中小企業者で、商工会議 所等の指導に基づき、適当と認めら れ、経営改善に取り組み、その実行と 進捗を金融機関に報告するものが必要 とする事業資金 1 資金繰りに著しい困難を生じてい る中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により 資本の構成が著しく不均衡となって いる中小企業者	5,000万円	10年以内		年0.60%以 内	還とする。 2 2年以内 の据置期間 を置くこと	て会き証と 保保し、は には は には には に は に が 的 担 に り り に り り り り り り り り り り り り り り り

セーフ ティ ネット 資金			ずれかに該する事業資金		8,000万円	10年以内		年0.60%以内	1 原則とし て、月賦償 還とする。 2 2年以内	
	1		信用保険法第 く市町長の詞						の据置期間を置くことができる。	
	2		信用保険法第 く市町長の読							
	3	業への取引	等に債権を有 企業への取引 る中小企業者	依存度が						
	4	な影響を及	指定する県内 ぼす事象に』 困難又は経営 たもの	より、資金繰						
事業再 生資金	る代表 限制報告	責権者全員の る。)に従っ 幾関に対して	の計画(当語) の合意が成立 で事業再生 計画の実行 企業者が必要	したものに を行い、金 及び進捗の	5,000万円	分割返済 15年以内 一括返済 1年以内	<ul><li>年以内 以内</li><li>括返済</li></ul>	年0.00%	済	て、保証協 会の保証付 きとし、保 証協会は、 必要に応
	1		基盤整備機構 て作成された						置期間を置	保又は連帯保証人をとずることができる。
	2		機関の指導ス れた事業再生							14. CG ذ
	3	特定認証 成された事	紛争解決手約 業再生計画	売に従って作						
	4	整理回収 生計画	機構が策定を	と支援した再						
	5		化支援機構が 事業再生計画							
	6		震災事業者理 を行った事業							
	7		に関するガィ した再建計画							
	8	に関するガ 調整の る 法 は る は る は る は る は の に の に の に の に の に の る り り り り り り り り り り り り り り り し り	による被災を はドラマを がしてでの が11は でのたが はおり で で が は おり で は おり で は おり で の は おり で の は おり に おり に おり に おり に おり に おり に おり に おり	こ基づき作成 持定債務等関 言調停に関す 高158号)に 書(同法第17 るものを除 こ規定する決						
	9		の事業再生等 に基づき成立							
	10	条に規定す	基盤整備機構 る出資業務に 事業有限責任 再建計画	こより出資を						
	11		ート会議によ は決定された							

条件変更借換資金	12 中小企業等経営強化法(平成11年 法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 次に各号のいずれにも該当する中小企業者が必要とする借換資金 1 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既存債務の残高があること。 2 1の既存債務の全部又は一部について返済条件の変更を行っていること。 3 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画		15年以内	金融機 関所定 の利率	年0. 60%以 内	還とする。 2 1年以内 の据置期間 (ただし、 新規の運転 資金を追加	て会き証必じ保保求が、のと協要、又証すで、いのと協要、又証すで、以証すでは人るきの。 担帯徴と。
災害復旧資金	の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 知事が認める特定の地域において、 天災又はこれに準ずる災害で知事が認	6,000万円 ※既往の災害 復旧資金の融 資度高に限 り、借換を認 める。	設備資金 運転資金 10年以内	年0. 90% 以内	設備資金分年0.00% 運転資金分年0.00%	間2年以 内)とが ことが る。 1 原則と賦 で、 月 で、 月 で と が で き る。	原則 と証協 と に の と と の と と に 、 の と し 、 、 と 、 と 、 と 、 と し 、 と し と し く と し と し と し と と と と と と と と と

<sup>※</sup> 事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25~0.45%の上乗せ